

愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

規 則

- | | | | |
|---|------|---------|---|
| ○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 | 第49号 | (児童家庭課) | 2 |
| ○指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 | 第50号 | (高齢福祉課) | 2 |

病院事業庁管理規程

- | | | | |
|-------------------------------------|------|-------|---|
| ○愛知県病院事業庁職員の初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程 | 第24号 | (管理課) | 2 |
|-------------------------------------|------|-------|---|

教育委員会規則

- | | | | |
|-----------------------|-----|---------|---|
| ○愛知県立高等学校学則の一部を改正する規則 | 第8号 | (財務施設課) | 4 |
|-----------------------|-----|---------|---|

告 示

- | | | | |
|--|-------|----------|---|
| ○平成26年度愛知県一般会計補正予算等の要領 | 第619号 | (財政課) | 4 |
| ○土壌汚染対策法第11条第2項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 | 第620号 | (水地盤環境課) | 8 |

公 告

- | | | |
|----------------------|------------|----|
| ○愛知県名古屋飛行場の指定管理者の指定 | (航空対策課) | 8 |
| ○特定非営利活動法人の設立の認証申請 | (社会活動推進課) | 8 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (同) | 9 |
| ○社会福祉施設の指定管理者の指定 | (障害福祉課) | 9 |
| ○あいち健康の森薬草園の指定管理者の指定 | (医薬安全課) | 9 |
| ○生産事業者の登録の失効 | (林務課) | 9 |
| ○公共測量の実施 | (用地課) | 12 |
| ○公共測量の終了 | (同) | 12 |
| ○港湾施設の指定管理者の指定 | (港湾課) | 12 |
| ○港湾施設の指定管理者の指定の取消し | (同) | 13 |
| ○開発行為の許可に基づく工事完了 | (建築指導課) | 13 |
| ○労働関係調整法によるあっせん員候補者 | (労働委員会事務局) | 13 |

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年十二月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第四十九号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和五十七年愛知県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「（父子福祉資金貸付金に係るものを除く。）」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第五十号

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

る規則

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年愛知県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条を第十条とする。

第七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条を第九条とする。

第六条第一号中「第四条」を「第四十六条」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十七条第二項各号」を「第五十四条第二項各号」に改め、同条中第二号を削り、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条を第八条とする。

第五条を第七条とし、第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（条例第十条の四において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録）

第四条 条例第十条の四において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準省令」という。）第二十九条第二項各号に掲げる記録とする。

（条例第十条の七において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録）

第五条 条例第十条の七において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録は、指定居宅介護支援等基準省令第三十条において準用する指定居宅介護支援等基準省令第二十九条第二項各号に掲げる記録とする。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条及び第十四条第二項の規定の適用がある場合においては、改正前の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第六条第一号及び第六号並びに第七条第一号及び第二号の規定は、なおその効力を有する。

愛知県病院事業管理規程第24号

愛知県病院事業庁職員の初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月24日

愛知県病院事業管理者

愛知県病院事業庁職員の初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程
病院事業庁長 二村 雄次

愛知県病院事業庁職員の初任給調整手当に関する規程（平成21年愛知県病院事業庁管理規程第2号）の一部を次のように改正する。